

令和 7 年度和歌山県糖尿病性腎症重症化予防指導人材育成事業委託業務
に係る企画提案書作成のための仕様書

1 業務の名称

令和 7 年度和歌山県糖尿病性腎症重症化予防指導人材育成事業委託業務

2 事業の目的

糖尿病性腎症の重症化を防止するため、県内国民健康保険被保険者のうち疾病管理が必要な対象者（以下「対象者」という。）に対し、住み慣れた地域において着実に保健指導を実施し、地域に根差した良質なサービスを提供するため、県及び市町村の保健師及び管理栄養士等の有資格者を対象に、糖尿病性腎症重症化予防に特化した知識及び技能を習得できる養成講座を開催するとともに、受講者が行う面談指導に対して助言を行うことにより、市町村における保健指導の実効性を高める。

3 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

4 事業対象者

保健師又は管理栄養士等の資格を有し、保健指導に従事する者のうち、本事業への参加を希望する者（以下「受講者」という。）

受講者数（見込み） 30 名（下記 5（1）、（2）及び（3）の受講者の合計）

※受講者数は増減する可能性がある。

5 業務内容

受講者が主に CKD 重症度分類ステージ G3a 期程度までの対象者への保健指導に必要な知識と技術を習得した上で、実際に業務で展開できるように、下記（1）及び（2）を実施する。

また、受講者が保健指導において面談を実施する際に、客観的な評価やアドバイス等を受けることで、より効果的な保健指導ができるよう下記（3）を実施する。

（1）e ラーニングの実施及び管理

- ① e ラーニングにおける到達目標を立て、約 30 時間程度の e ラーニングを実施し、講義の受講に必要な知識を習得できるよう進捗状況等の管理を行うこと。
- ② e ラーニング終了後、到達目標を達成できているか確認することを目的として、受講者自身が理解度等を把握できるよう理解度テストを実施すること。
なお、その結果については、県に報告するものとする。
- ③ e ラーニングで使用する教材は、受講者の理解をより深めるため、事前配布すること。

(2) 講義及び演習の実施

- ① 講義及び演習における到達目標を立て、12 時間以上の講義及び演習をオンラインにより実施すること。
なお、講義及び演習用の教材となるテキスト及びワークシートその他講義に必要なものは、受託者が準備するものとし、教材は受講者に事前配布すること。
- ② 講義及び演習終了後、講義の到達目標を達成できているか確認することを目的として、受講者自身が理解度等を把握できるよう理解度テストを実施すること。
なお、結果については、県に報告するものとする。

(3) 受講者への保健指導支援コーチング

上記(1)及び(2)の受講者(前年度受講者を含む。)が実施する保健指導に対し、メール等によりコーチングを実施し、受講者を支援すること。

(4) 受講者へのアンケートの実施

受講者に対し、講座開始前及び講座終了後にアンケートを実施し、理解度、満足度や今後期待する内容等についてアンケートを実施し、事業の効果検証を行った上で、県へ報告すること。

(5) 実施状況の報告

- ① 県に対しても、受講者と同様の環境(e ラーニングの ID、講義資料その他講義に使用するもの全てを指す。)を提供すること。
- ② 少なくとも月 1 回以上、受講者の受講状況その他必要な事項を県へ報告すること。
- ③ ②にかかわらず、受講者の受講状況に変更の必要が生じた場合は、速やかに県へ協議すること。

(6) 業務報告書の作成

上記(1)から(4)に関する実施報告書を作成し、事業終了後に県へ提出すること。

6 業務の実施方法

受託者は、業務開始前のほか、業務着手後から業務完了まで、業務の遂行に当たって、県と緊密に連携をとり、円滑な業務の実施に務めること。

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の全部再委託の禁止

受託者は、本事業の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、効率的な業務を遂行する上で必要と認めるときは、県の事前の

別添 1

承諾を得た上で、その一部を委託することができるが、再委託費の合計金額は、全委託費の 1/2 未満でなければならない。

(2) 個人情報保護

受託者は、本事業に係る業務を処理するため知り得た個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び「和歌山県個人情報取扱事務委託基準」に基づき、適切な管理を行い、その取扱いに特に慎重を期し、物理的・人的原因による漏洩が生じないように措置すること。

(3) 守秘義務

受託者は、本事業を遂行する上で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。なお、本事業終了後も同様とする。

(4) 経理

本事業に係る経理状況を明確にしておくとともに、県の求めに応じて説明すること。

8 事業完了後の提出書類

事業完了後、契約終了日までにその事業の成果を記載した委託業務実績報告書（PDF 形式の電子データ及び紙媒体 1 部）を提出することとし、下記の事項を報告内容に含めるものとする。

- (1) 事業名
- (2) 事業実施期間
- (3) 実施した事業内容
- (4) 成果物の内容
- (5) 事業完了日

9 その他

本仕様書に記載のない事項及び疑義等については、その都度、県と受託者が協議の上、決定する。